

会議録

会議の名称	平成21年度第1回西東京市消防委員会
開催日時	平成21年5月21日（木曜日） 15時00分から17時00分まで
開催場所	田無庁舎 3階 庁議室
出席者	中野委員長、江原委員長職務代理、櫻井委員、細田委員、村田委員、蓮見委員、柏木委員、（原田委員欠席） 事務局：河村危機管理室長、東原危機管理特命主幹、長谷川主査
議題	1 西東京市消防団員確保に向けた方策及び消防団員OB活用について（諮問） 2 平成21年度消防団活動費予算概要について 3 平成21年度西東京市消防団訓練等実施計画について 4 その他
会議資料の名称	資料1 平成21年度消防団活動費予算概要 資料2 平成21年度西東京市消防団訓練等実施計画書 資料3 消防団員確保に向けた取組について（報告） 資料4 西東京市消防団員確保に向けた方策及び消防団の活用について（諮問） 資料5 消防団員の資格条件及び公務員に併任報酬支給について
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>委嘱状交付 4月1日東京消防庁人事異動による西東京消防署長 柏木修一</p> <p>市長： 西東京市消防団員確保に向けた方策及び消防団の活用について（諮問）</p> <p>挨拶（後、公務多忙により中座）</p> <p>中野委員長： 市長より諮問された事項について、委員会として慎重審議を宜しく願います。 それでは、議題1平成21年度消防団活動費予算概要について</p> <p>事務局： 資料1に基づいて説明する。</p> <p>中野委員長： 前年度より約1割予算がアップしているが主な理由は。</p> <p>事務局： 主に夏の活動服や編み上げ靴等の被服費及び消防団参集システムをポケットベルからメ</p>	

ールシステムに変更導入に伴う経費の計上である。

細田委員：

定期健康診断の予算が少ないようであるが理由は。

事務局：

40歳以上の方については、各医療保険者が実施することが義務付けられことに伴い、対象が39歳以下及び健康保険組合未加入の団員の方となったためである。

中野委員長：

議題2 平成21年度西東京市消防団訓練等実施計画について

事務局：

資料2に基づいて説明する。

中野委員長：

10月の市の消防操法大会はどのような方式で行うのか。

村田委員：

昨年度は、ホースカー延長でしたが、今年度は手びろめによる操法を予定している。

中野委員長：

議題3 西東京市消防団員確保に向けた方策及び消防団員OBの活用について

事務局：

資料3・4・5に基づいて説明をする。

中野委員長：

諮問事項について、分けて審議していきたい。

中野委員長：

消防団員確保について、当然平常時と災害時では対応が違う。平時の火災時では現員でも賄えると思うが、災害時には厳しいものがあると思う。現在の団員の欠員状況どうか。

事務局：

合併以後、経常的に欠員状態にある。

中野委員長：

1個分団20名としているが、団員が確保できる分団については、制限をしない等柔軟な対応はできないか。

村田委員：

条例は、どのような規定になっているか。

事務局：

消防団員の総数244人としており、分団の定数はない。

村田委員：

過去に21名という分団があったので、20名にこだわる問題はないと思う。

中野委員長：

運営費について、15名体制でも金額は同じか。

事務局：

同額です。

江原委員：

消防団員は、地域に精通している在住が望ましいと思う。

蓮見委員：

若い時に入団し、その後結婚等を契機に一時、近隣市へ住居を構えているが、勤めが市内の団員もいた。市内在住は理想的であるが、在住要件の改正が必要でないか。

江原委員：

市外に居住していると大災害時への係わりが不安ではないか。

蓮見委員：

結婚を契機に市外に転出される方は、両親が市内に居住していることから、将来的には市内へ戻ることもある。

細田委員：

このような事例等で転出する団員について、特段団活動に支障がなければ在勤ということで考慮する必要があると思う。

江原委員：

条例上の年齢要件は。

事務局：

18歳から60歳までです。

村田委員：

在勤を認めないという明確な理由がなければ、団としては、認めていただきたいし、在勤も可であれば間口が広がる。また、市職員の場合、報酬が支給されないということだが、同じ団活動をして、市職員であるから支給されないでは、士気にさし障るのではないか。

中野委員長：

報酬については、検討する余地があると思います。団員として長くやってもらうためには考慮したほうが良い。また、他の職員も勧誘しやすいのではないか。

蓮見委員：

条例に規定なしが22市ですが、これは議論がなかったということか。

事務局：

そのようだと思います。

蓮見委員：

合併時もそのような趣旨で議論された。結局、消防団員は非常勤特別職員であるため、市の職員の場合、重複給与となり条例で禁止されることとなった。

現在は、全国的な消防団員の減少傾向から、職員の入団に積極的に取り組むようになった。

江原委員：

国の施策のひとつである。

蓮見委員：

当時と状況が変わったので、報酬の支給も検討する必要がある。

村田委員：

報酬と出勤旅費の両方が支給されないのか。

事務局：

出勤旅費は、支給している。

蓮見委員：

同じ分団員で、1人だけ報酬が支給されないではどうですかね。

村田委員：

消防団員の確保については、柔軟な対応を必要があると思う。例えば、在勤も認める方向で検討いただければ。

中野委員長：

以上のような点について、今年度、検討していきたい。

次に、消防団員OBの活用についてですが、基本的には大災害時に限り協力してもらう方向で、現役消防団員とは別に考えることとしたい。

事務局：

消防団員の機能別団員としてOBを登録する制度もある。

中野委員長：

そうした場合、訓練等に参加することにもなり協力が得られにくい。

蓮見委員：

消防団員OBの登録制とは、市の登録か署の登録なのか。

中野委員長：

市の登録です。署は別に登録制度があります。

事務局：

災害時支援ボランティアは、消防署長の指揮下に入るのですか。

柏木委員：

災害時支援ボランティアは、消防署に登録するものです。活動内容の主なものは、署員が出払ってしまった時、署において資器材の準備などの整理をしていただくなどの後方支援業務である。現場に赴く装備などを配備していない。なお、保険には加入している。

中野委員長：

訓練はしていますか。

柏木委員：

大がかりなものは、1月17日のボランティアの日に行うが、月1回程度、応急救命訓練などを実施している。

村田委員：

装備品としてヘルメット・ベストなどを配布していますか。

柏木委員：

装備品は貸与している。

村田委員：

OBのため、各出身分団の詰所に参集することになる。担当分団で協力いただくという組織になるのではないか。

中野委員長：

各分団の協力隊みたいな感じですね。今年度、検討することとする。
次に事務局、他にありますか。

事務局：

今年度の委員会は、本日を含め4回開催する予定です。今後は、8月・10月・12月の予定をしています。

なお、先ほどから議論いただいた任用の資格要件は、条例改正が必要となりますので、来年の1月までには答申を頂きたい。

中野委員長：

それでは、次回にさらなる審議をお願いして本日の第1回消防委員会は終了する。